

# 会 議 記 録

政策企画局 まちづくり協働課

開催日	平成 22 年 6 月 23 日(水)	開催時刻	9 時 30 分から 12 時 00 分
会議名	上田城南地域協議会(平成 22 年度第 3 回)		
出席者	田中会長、宮島副会長、荒井委員、荒木委員、石井孝二委員、石井信子委員、石坂委員、岩木委員、上原委員、金井委員、木内委員、清水委員、竹田委員、西川委員、堀内委員、宮崎委員、山浦健太郎委員、山浦正嗣委員 (欠席委員)玉井委員、西沢委員 (事務局)山崎まちづくり協働課地域振興政策幹、 林まちづくり協働課課長補佐、堀内まちづくり協働課主査 (説明者)小宮山まちづくり協働課長		
会議次第	1 開会(山崎まちづくり協働課地域振興政策幹)  2 会長あいさつ 今日は、前回、塩田公民館を見ていただいたが、その辺のことも皆さんと協議したいと思う。自治基本条例の中間報告を市長に提出することになっており、それが皆さんのお手元に届いている。その説明があります。また、城南公民館の建替えだが、この今の公民館の場所での建設が決まり、地域としての議論が始まっている。 前回、地域協議会の今後の展開について検討をした。本日も引き続き議論してまいりたい。よろしくご協力をお願いしたい。  3 会議事項 (1)自治基本条例検討委員会中間報告について 資料：「上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会中間報告」 中間報告にあたって 前文 第1章 総則 第2章 条例の位置づけ・見直し 第3章 市民 第4章 情報共有 第5章 住民参加・協働 第6章 議会・議員 第7章 執行機関		

## 第8章 連携・協力

「上田市の自治の基本原則等を定める条例の策定に関する基本方針」

「進めています まちづくりのルールづくり！」

「近隣・地縁組織の変遷」

「日本人（国民）と外国人 制度と歴史」

より まちづくり協働課から説明

### 【主な質疑等】

委員：分科会のテーマについて説明をして欲しい。

担当課：第1分科会は参加・協働、第2分科会は議会・議員、第3分科会は執行機関、となっている。議論する時間は同じくらいの想定だったが、第1分科会が住民投票や地域コミュニティについてテーマが含まれていたため、大幅に会議回数が増えている。

委員：内容が決定し、市民に公表する場合、委員の考え方は公表しないのか。

担当課：条例化した場合は、条文自体しか出ない。ただし、参考資料として、逐条解説を付けて出す。

委員：用語の定義の「市民」のところで、「市内に居住し、通勤し又は通学する個人、並びに市内で事業活動を営み又はその他の活動を行う者をいう」の中の、「またはその他の活動を行う者をいう」の表現があいまいで、基本的には上田市に関わる者すべてがこれを守らなくてはいけないという考え方でいいのか。

担当課：そのように説明されている。その他の活動を行う者というのは、他市から上田市に来て、まちづくり活動を行っている方々を対象にしようということである。

委員：最高規範であるということで、国に例えると憲法に相当するという捕らえ方でいいのか。

担当課：憲法自体は規範ではなく、最高法規の位置づけとなる。すべての法律の上であるという位置付けがされている。条例というのは、すべて横並びになっている。何の条例が優先するかは、体系的に位置付けが難しい。その中でもこの条例が最高規範であると宣言すれば、自治体として憲法的な見方が出来るであろうという論理の下でこのような表現になっている。

委員：条例の見直しを市長が行うこと、と書いてあるが、具体的にどのような形で行うかはどのように決めるつもりなのか。

担当課：見直しをしないといけないという事実が発生した場合には、何らかの市民参加の制度を作って進めることになる。

委員：住民投票のところで、「市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重します。」と書いてあるが、具体的には住民投票の結果をどのように用

いるのか。

担当課：そこも議論されてきた。例えば住民投票を行った時に、開票すべきかどうかのライン、投票率の議論をした。無駄に開票して経費を使うのならばやめておこうという意見。開票しても結果は出すが、結果について反映するかどうかのラインの議論もした。いろいろな議論をしたが、そこまでの書き込みは自治基本条例の中では必要ないのではないか。住民投票条例の中にそれを書き込んでおくべきか、または手続き条例の中に書き込んだほうがいいのかという議論もした。

委員：最終的に報告書がまとまったら、市長に提出されて、市長から議会に提出されて最終決定になるのか。

担当課：今現在は検討委員会の手の中にあるので、とりあえず中間報告を頂いて、これで8月の最終報告に向けてまとめることになる。市民の皆さんのご意見を頂いて、最終報告をまとめてから、条文作りという間に合わない。庁内でも条例調整委員会を立ち上げるが、この中間報告を基に条文化できるかどうかを検討し、最終報告で修正された部分を条文作りの中に活かし、議会からの意見を活かして、最終的には12月の議会に上程していきたいという予定となっている。

委員：用語の定義の中で、市民と住民について、住民というのは住民投票権を持っている方のことを言うのか。市民というのは昼間人口で、外部から勤めなどの方も含めて言うのか。

担当課：市民というのは広い意味での捉え方で、住民票がない方でも市民として捉えようということになる。住民は、生活の本拠があればいいという解釈でつくっている。住民登録をしているか、していないかは、とらわれない。

委員：市民という言葉はたくさん出てくるが、住民という言葉は住民投票くらいしか出てこない。分ける必要はあるのか。

担当課：市民だけの定義にしてしまうと、市民投票の表現になる。幅が広くなり、通勤している方たちまで、市民投票をできるのか、という疑問にもあたってしまう。それについては、検討委員会にさらに持っていき、十分検討したいと思う。

委員：地域コミュニティとあるが、中間報告が出たときの新聞記事によると、地域の住民は必ずしも自治会の会員にならなくてもいいようなことが書かれていた。その解釈はこの地域コミュニティの中で解釈できるのか。

担当課：法的なことを申し上げると、あくまでも自治会というのは任意団体であり、強制をされるものではないとされる。強制加入をすると唱えても直接的には憲法違反にはならないと思うが、強制加入をするのであれば、個人として認めなければならない。今の自治会の制度は世帯を対象として動いている。加入イコール会費の意味合いも出てくる。

委員：強制加入でなくても、自治基本条例が出来るのであれば、ペナルティはなくして、その地域に住む住民は、原則としてその自治会に加入するものとする、程度の

表現で盛り込むことは出来ないか。

担当課：それはそういう背景があればよろしいかと思う。加入しているものとするという表現をすれば、加入イコール会費という意味合いでなくなる。しかし自治会長さんは、加入しているから会費を取れなくともいろいろな通知文や広報を持っていかなくてはいけないのかという問題も発生する。

委員：小諸市は条例の中で、自治会に強制的に加入するものだと謳ったのは決定ですね。ただし、罰則規定はないという、その辺はどうか。

担当課：誰が加入させるかは、市民ということになっている。市民が責任を負うわけです。市長が加入させるわけではないという意味合いで、成り立っているのだらうとは思いますが、罰則をつけるとなると誰がつけるのか、市長が付けなくてはいけない。住民にお任せするという事は、法権力を分配しなければならない為出来ない。しかし、市長が罰則をつけることも出来ないと思われる。小諸市にも切実な問題がある。加入率がだいぶ低下して、志縁が成り立たない状態になっている。

## (2) 城南公民館建替のスケジュール等について

資料：「城南公民館建て替えに関する経過」

「城南公民館建設事業 平成 22 年度事業スケジュール」

「配置図」

「城南公民館建設地元協力委員会規約」

「城南公民館建設に関する上田市の要望に応えるために」

より事務局から説明

### 【主な質疑等】

会長：まず「城南公民館建設地元協力委員会」について説明をお願いします。

事務局：昨年市から、公民館の建設を進めるといった話があった。昨年 10 月 14 日に城南公民館建設地元協力委員会を発足し、市長と教育長あてに「城南公民館建設に関する上田市の要望に応えるために」という文書を提出した。その内容は、「整備計画の全体像を固める段階から、工事終了までに起こり得る様々な問題について、建設の中心的役割を担う『生涯学習課』及び『まちづくり協働課』の皆様とも連携を取りながら、協力して参ります。」というものである。委員の構成は、当該年度の自治会長、自治会長経験者、城南地域協議会委員、城南公民館運営審議会委員、城南公民館分館長会長、城南公民館利用者代表、というようなメンバーになる。

会長：協力委員会が編成され、大きさ・機能・地元としての要望を協力会の中で、議論していただける。是非地元協力会のもと、地域協議会も意見を申し上げるような形にしながら進めていただきたい。

委員：どこで地域協議会は関わられるのか。

委員（協力委員会副委員長）：急きょ建設が決まったということで、地元協力委員会を発足し、昨年10月14日に会議が開かれた。ある程度の方向性を決めただけで、具体的な話をしようという矢先に会長の松山さんが亡くなられた。そこで、今月の末に幹事会を開き、具体的なメンバーや方針を決めたいと考えている。地域協議会の委員さんにも出席をお願いしたい。今のところは正副会長さんに幹事として出席していただき、今後の方向性を決めたいと思っているので、よろしく願いしたい。

委員：当初は建設促進委員会という形でやっていた。建設が決まって建設地元協力委員会が出来た。この委員会は必要なのか。

委員（協力委員会副会長）：地元でも意見・要望を出して、窓口として、皆さんの意見をお聞きする場があることは、大切なことだと思う。市や教育委員会にアピールしていくことも必要ではないか。

会長：教育委員会に、具体的な要望や細かい話をするときに、地元で相談する体制を作って欲しいとの要望があり協力委員会が発足した。城南地域では、連合自治会の皆さんを中心に進めたほうが、まとまると思う。地域協議会の中からも複数の方がこの会に入るべきと思う。地域協議会の意見も反映できる構成にして欲しいと強く申し入れるつもりでいる。

事務局：建設については地域の皆様に塩田公民館を見学していただき、利用者会の皆さんに要望書を出していただいて、いくつか積み上げている。これに基づいて、公民館便りも出している。次の地域協議会では平面図をお示ししたい。そのときにご意見をお聞きしたい。7月中くらいに基本設計は終えたいと考えているので、この会で意見をお聞きする。設計に関しては、地域の実状に合ったものを造りたいので、ご意見を聞かせていただきたい。

会長：前回塩田公民館を見学したときのご意見なり質問等あったらお願いしたい。特にないか。規模的には、どうか。

事務局：規模で言うと、上野が丘公民館や塩田公民館はかなり近い。上野が丘公民館は1,500㎡ちょっとだが、塩田公民館は1,580㎡になる。現段階では、城南公民館においては1,500㎡～1,600㎡のものを考えている。

会長：機能の中で、城南としてはこれだけはというものはあるのか。

事務局：ホールは木床にしたい。乳幼児のすくすく広場という教室があり、50組から100組くらい来ることもある。また、卓球や剣道も盛んで、ダンスもある。一階には調理室、保育室をつくる。保育室は幼児がよごしてしまったときの処理が大変だということで、床にしたいと考えている。利用団体は7割くらいが10人以下で利用している。部屋数は、小さめでも数が多いほうがいいと思う。城南地域の歴史的な資料を保存し、研究をしていくような部屋を会議室として造りたい。

会長：今ご説明の中に資料室の話があったが、具体的なものを収納するのではなく、

データを収納する点に、私としては大変関心がある。地域の歴史的な資料を収納できるというのは、非常に有意義だと思う。

委員（協力委員会副会長）：塩田公民館で、靴で上がれるのはいいと思った。図面を見ると駐車場がたくさんあり結構だが、緑のスペースも具体的なものがあったら見せていただきたい。この図面では、殺風景に感じる。

事務局：靴でというお話だが、体育館はフローリングを敷くと上履きに履き替えてもらうことになるが、そのほかは育児室を除いては下履きで入れるように考えている。緑のスペースのお話は、もちろん緑地を設けないといけないので、十分考慮して設計していきたいと思う。

委員：上野が丘公民館の例だが、新築すると利用者数が急増した。そのデータが数年にわたりあるので、それをいただきたい。

事務局：両者の比較をした。城南公民館では現在の利用者は25,000～26,000人だ。上野が丘は60,000人になった。利用回数も3倍になっている。利用人数は3倍とまではいかないが2倍増だ。急激に増えるかと思うが、十分対応できるように部屋の数を確保するよう検討している。

### (3) その他

## 4 連絡事項等

次回会議開催について

平成22年度7月21日（水） 開催予定

閉 会